

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和8年5月15日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 内田 貴宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による洗掘のメカニズムの解明と将来的な対策の検討を行うものである。

なお近年、防波堤堤頭部の洗掘が確認されている鳥取港を対象とする。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 鳥取港において高波浪・台風通過後、早急に深浅測量を実施できること。
- 2) 深浅測量結果から洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有すること。
- 3) 洗掘対策を検討するため多方向不規則波を発生させることができる平面水槽を保有又は使用できること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

日本海側港湾の防波堤周辺の波浪等による漂砂(洗掘)に関する研究委託

(2) 業務内容

- ① 詳細な地形変化特性の検討
- ② 様々な外力条件によるメカニズムの検討
- ③ 洗掘対策の検討

(3) 履行期限

令和9年3月15日

### 3. 業務目的

本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による洗掘のメカニズムの解明と将来的な対策の検討を行うものである。

なお近年、防波堤堤頭部の洗掘が確認されている鳥取港を対象とする。

### 4. 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### (2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ① 鳥取港において高波浪・台風通過後、早急に深浅測量を実施できること。
- ② 深浅測量結果から洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有すること。
- ③ 洗掘対策を検討するため多方向不規則波を発生させることができる平面水槽を保有又は使用できること。

### 5. 手続等

#### (1) 担当部局

〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-28 庁舎 4 階

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課

電話：(082) 250-1901 E-mail：hirogocho-soumu@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 5 月 15 日（金）から令和 8 年 6 月 4 日（木）まで（1）に同じ。

#### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 6 月 4 日（木）16 時 00 分（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

### 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和 8 年 7 月 2 日（木）16 時 00 分
- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案

書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。